

審議案件に関する概要

平成 29 年 1 月 2 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	平成 29 年 4 月 21 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北 8 条西 2 1 丁目 1 番 10 号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ザ・ビッグ緑が丘店 旭川市緑が丘東 3 条 1 丁目 3 番 3 6 4 8 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北 8 条西 2 1 丁目 1 番 10 号	
(3) 新 設 日	平成 29 年 12 月 22 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 941 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	75 台
	駐輪場の収容台数	40 台
	荷さばき施設の面積	95 m ²
	廃棄物保管施設の容量	35 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	開店 午前 7 時 閉店 午後 9 時 45 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 30 分から午後 10 時
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時から午後 10 時

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 69 台 < 設置台数 75 台				
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に 99 台確保				
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	40 台	<ul style="list-style-type: none"> ・同規模他店舗の運営実績から駐輪場が不足することはないと考える。 ・自動二輪車での来客は少なく、来客駐車場に対応する事が可能と考える。 			
	来客車両等の入出庫方法	<ul style="list-style-type: none"> ・入口ゲート・遮断機等は無く入庫待ちは発生しないと考える。 				
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力 6 台／時に対しピーク時 3 台／時の搬入。 ・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・通学時間帯に重なる朝市等の特売の際には駐車場出入口周辺に交通整理員を配置して学童や歩行者の交通安全を図る。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 				
	交通整理員の配置	3 人（7：00～18：00）。	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時に駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。 			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として 10cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場及び冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時や販売促進催事等を行う際には、チラシにより案内経路を周知する。 					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	50 dB	○	
		2	55 dB	48 dB	○	
		3	55 dB	46 dB	○	
		4	55 dB	43 dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	30 dB	○	
		2	45 dB	35 dB	○	
		3	45 dB	33 dB	○	
		4	45 dB	29 dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機	40 dB	36 dB	○
a2		排気⑥	40 dB	38 dB	○	

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 ・駐車場利用ご案内にアイドリングストップ、ラジオ・カーステレオ停止を記載。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングの防止。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置。 ・室外機は最新の低騒音型を設置。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場等の出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 9 m ³ < 設置容量 35 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等の保管は、屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないように配慮する。 ・街並みづくりが行われる際には、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等を行い、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底する。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	協議済み（道警本部・旭川方面本部・旭川東警察署）
	地元市町村	協議済み（旭川市）
	道路管理者	協議済み（旭川市）
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし

審議案件に関する概要

平成 29 年 1 月 2 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	平成 29 年 5 月 12 日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社道北アークス 代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 3 3 番地の 1

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ビッグハウス東光店 旭川市東光 10 条 7 丁目 1 4 7 番地 1 0 3 ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社道北アークス 代表取締役 六車 亮 旭川市流通団地 1 条 1 丁目 3 3 番地の 1	
(3) 新 設 日	平成 30 年 1 月 13 日	
(4) 店舗面積の合計	2, 5 4 3 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	1 2 0 台
	駐輪場の収容台数	3 0 台
	荷さばき施設の面積	4 8 m ²
	廃棄物保管施設の容量	3 0 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	開店 午前 6 時 3 0 分 閉店 午後 9 時 4 5 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時から午後 1 0 時
	駐車場の出入口数	出入口 2 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時から午後 1 0 時

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数96台 < 設置台数120台				
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に70台確保				
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	30台 ・ 同規模他店舗の運営実績から駐輪場が不足することはないと考える。 ・ 自動二輪車で来客は少なく、来客駐車場に対応する事が可能と考える。				
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート・遮断機等は無く入庫待ちは発生しないと考える。				
	搬入車両等の誘導	・ 処理能力6台/時に対しピーク時2台/時の搬入。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策	・ 店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・ 出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。				
	交通整理員の配置	5人（6:00～18:00）。 ・ 繁忙時に駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。				
	除排雪による堆積方法	・ 原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ 従業員駐車場及び冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。				
	その他	・ オープン時や販売促進催事等を行う際には、チラシにより案内経路を周知する。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	47 dB	○	
		2	55 dB	47 dB	○	
		3	55 dB	46 dB	○	
		4	55 dB	39 dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	36 dB	○	
		2	45 dB	33 dB	○	
		3	45 dB	37 dB	○	
		4	45 dB	29 dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40 dB	38 dB	○
		a2	排気①	40 dB	39 dB	○
		a3	排気②	40 dB	39 dB	○
		a4	排気⑦	40 dB	26 dB	○
	騒音問題の一般的対策		・ 店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。			

		<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内にアイドリングストップなど騒音低減の配慮を促す表示を設置して環境への配慮をお願いする。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両等の不要なアイドリングの防止。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置。 ・室外機は最新の低騒音型を設置。
	青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場等の出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 12 m ³ < 設置容量 30 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等の保管は、屋内の密閉施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないように配慮する。 ・街並みづくりが行われる際には、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力をを行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内外における従業員の見回りや声かけ等を行い、青少年の蝟集等を防ぐよう配慮。 ・夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底する。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	協議済み（道警本部・旭川方面本部・旭川東警察署）
	地元市町村	協議済み（旭川市）
	道路管理者	協議済み（旭川市、上川総合振興局建設管理部）
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
